

令和8年第5回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和8年5月1日（木曜日） 14時00分～15時00分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 3番 高畠 千恵美、 4番 飛高 聖悟、 5番 小野 美智子、
6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、 9番 田原 俊秀、
10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝、 12番 三又 勝弘、 14番 矢野 弥平、
15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、 17番 茅田 寿志、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、 佐伯6区 亀山 悦男、 佐伯10区 田村 正信、
上浦区 坂本 啓二、 弥生1区 一瀬 雄二郎、 弥生2区 市原 洋一、
直川2区 橋迫 新五、 蒲江1区 戸高 浩、 蒲江2区 塩月 邦彦、

事務局： 事務局長 甲斐 宏一、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 伊東 顕雄、
副主幹 大良 栄一、 副主幹 三股 幸子

農政課： 副主幹 矢野 允彦、

議事日程

議案第 11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

定刻になりましたので、ただいまから令和8年第5回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、2番小野隆壽委員、11番波戸崎孝委員、13番山田裕也委員です。波戸崎孝委員については後程遅れて出席されると連絡が入っております。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は14名です。よって農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告します。

また農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますのでお知らせします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)議案第11号から(4)その他の①非農地証明願についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席をされて結構です。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。皆さんこんにちは。

第5回の佐伯市農業委員会に多くの皆さんの出席をいただきまして、会議が成立したこと、大変ありがたく思っております。

先ほどですね、埴田副会長と話したんですけども、4月は雨が降った日が15日あったということで、2日にいっぺんは雨と。農作業される方にとってはですね、非常に予定がつかない。山辺の播種作業を予定してる方については、前段に耕耘をしてそれから種まきということですけども、なかなか、耕耘ができないといったような状況であります。

大変困っているというような状況ではありますが、木立の方の早期栽培についてはですね、おかげで順調に田植え作業が進んでるのかなあというふうに思っております。

永田君も今日はおそらく田植えだろうというふうに思っております。

そしてまたこれから普通作の水稻の苗の播種作業、もうすでに始まって方もおると思いますが、今週から来週にかけてが播種作業の最盛期かなというふうに思っております。

皆さん方、体に気をつけての作業に励んでいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、私ごとになりますけども、4月9日に私の母が99歳で亡くなりました。

その際ですね、農業委員会の互助会の方からですね、葬儀の際にご香典をいただきました。

この席を借りまして、お礼を申し上げて開会の挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

(局長)

ありがとうございました。

これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それでは、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、12 番三又勝弘委員、14 番矢野委員、お願いします。

議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

着座にて説明させていただきます。議案書の 2 ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての件数は 11 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1 万飛んで 96 m²です。

議案第 12 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についての件数は 2 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、千飛んで 88 m²です。

議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての件数は 2 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1,683 m²です。

議案第 11 号から 13 号に関する合計件数は 15 件、合計面積は田が 7,338 m²、畑が 5,529 m²で、総合計面積は 12,867 m²です。

以上のとおりですので、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ただいま、事務局より件数及び面接総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 3 ページの 3 条の 1 番について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見を願います。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米と野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人 1 人で行うとの予定とのことです。

農地取得後は、米と野菜と果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 55.30a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして田村推進委員お願いします。

(田村推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米と野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と父の2人で行うとのことです。

農地取得後は、米と杉苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は158.66aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして田村推進委員お願いします。

(田村推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、3条の2番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について、事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜と果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は7.01aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

特に問題ないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は野菜と茶を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は3.39aとなります。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。矢野委員。

（矢野委員）

14 番矢野です。

この受ける人は大分市内ってなっちゃるけどこれ大分市から通ってくるんじゃないか。どうぞ。

（会長）

事務局。

（事務局）

すいません。空き家バンクの申し込みをされとって、家を宇目小野市に買われます。買ってから農地も一緒に売り出しておりましたので、取得をしたという経緯です。よろしいですかね。

（会長）

はい。よろしいですか。

（矢野委員）

空き家バンクを買って、それについちょっとと。了解。

（会長）

はい。他にないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、議案書6ページの3条の5番について事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は、自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は、米、野菜、果樹、杉苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は122.57aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。続きまして橋迫推進委員をお願いします。

(橋迫推進委員)

はい。問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の6番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は、自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は、米と野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は93.66アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして橋迫推進委員お願いします。

(橋迫推進委員)

問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

はい。それぞれ当事者が同じ人物で、それぞれの農地をお互い譲り合っておるということで、これ等価交換したのではないかなと思われるんですけれども。

今事務局の説明ではそれぞれが、もう単独の取引であるかのような説明で終わっておりますので、そうでありましたら、その旨の説明をつけていただきたいなということであります。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

等価交換ではなくてですね、それぞれの売買で申請しております。はい。

(会長)

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

それぞれ金銭で売買したものであるということであればそれで良いんですけども。

当事者、清水さんと宇土さんとの間でこの売買が行われたのは、それぞれの土地を売り買いすることによって、いわゆる、利便性の向上があったりだとか、そういった事情が、その裏にあるのではないかなと思われたんですよ。

で、そういった事情が含まれておるのであれば、全くそれぞれ5番6番単体の取引として説明するのではなくて、この取引の背景には、そういった事情があったといった説明が欲しかったわけなんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

(会長)

事務局、何か答弁できますか。

(事務局)

窓口で申請があったときにですね、ただの、互いに売り買いして、それぞれの土地で農業するということ承りました。

そこであと、内容を聞いてですね、申請上の受け付けどおりに書いてもらったということです。はい。

(吉岡委員)

それぞれの取引が手落ちの無い、いわゆる法律上問題のない申請行為であったということで、わかりました。

はい。以上でOKです。

(会長)

他に何かございますか。どなたか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3 条の 7 番について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見ををお願いします。

（事務局）

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人 1 人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜と果樹を栽培する計画です。

取得の耕作面積は 4.98a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

概要は上記のとおりですが内容については確認をお願いします。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい続きまして、坂本推進委員をお願いします。

（坂本推進委員）

はい。問題ないと思われます。

（会長）

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 7 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3 条の 7 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 8 番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見ををお願いします。

（事務局）

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は、自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と父の 2 人で行うとのことです。

農地取得後は米と野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 154.67a となります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

はい。問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員会の意見が述べられました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の9番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は、自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は41.1713aとなります。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは3条の9番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の10番についての本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域以外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は栗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は214.81aとなります。

担当推進委員からも特に問題ないという意見をいただいております。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは3条の10番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の10番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の11番について、事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は、自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は31.21aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして戸高推進委員お願いします。

(戸高推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の11番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の11番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する11件の審議を終わります。

続きまして、議案書5ページの議案第12号農地法第4条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書5ページの4条の1番について、事務局説明の後、すいません失礼しました。

本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。農業委員会の大良です。

4条を説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

4条の1を説明します。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

申請内容は、杉苗を植林し、林地の用途として使用するものです。

申請者は、高齢により体力的にも農地の管理が困難となったこと、後継者や担い手がいないため、農地として継続的に活用が難しいことから、植林を行うことを計画しています。

申請地では、2筆あわせて杉苗を40本植林する計画です。あわせて、シカネットを設置します。

また、植林の作業は佐伯広域森林組合に依頼する予定です。

造成工事などを行わないため、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

こちら、周辺にですね、ちょっと離れたところに住宅がありますが、植林の影響は少ないと考えておりますが、申請人にはですね、その住宅の住人へ口頭にてですね、植林をすることの断りをするように伝えております。

そして申請人からですね、今日5月1日に、近隣の住民の方から了解を終えたと連絡を受けております。

続きまして最適化推進委員さんのご意見なんですが、こちらですね2筆あったうちのちょっと写真に戻していただいて、はい、こちらの筆はですね住宅が近くはありません。

写真に見えちゃいますが、住宅と距離が離れているので問題ないということなんですが、次の写真、こちらがですね、この右手にガードレールが見えるかと思いますがちょっと行ったところにまたちょっと高台のところに住宅がありますので、そこの方に了解等の確認が必要ということだったんですが、今回、申請人が了解を取ったということなので、問題ないかと思われます。

よろしく願いいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして4条の2番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。4条の2について説明いたします。

申請地は、都市計画区域内の用途地域、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。

申請内容は、貸駐車場の用途によるものです。

申請者は、所有地を貸し駐車場として整備し、今年度中に開設予定のこども園の職員などの駐車場として貸し出す予定とのことです。

申請地では約20cmの切土後アスファルト舗装を行います。

また、駐車場のスペースとしまして、普通車21台分、軽自動車12台分、合わせて33台分の駐車場台数を用意いたします。

なお、隣接する農地との境界にはブロックを設置する計画です。

農地造成は切土を20cmほど行う計画ですが、工事中や土砂を搬出する際は、土砂が流出しないよう注意して行うとのことです。

また、この切土については、盛土規制法に該当いたしません。

雨水は排水側溝に流れます。水利権はありません。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。

(会長)

はい。続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する2件の審議を終わります。

続きまして議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書6ページの5条の1番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。では5条について、改めまして大良が説明させていただきます。

5条の1、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

申請地は、宅地と倉庫の用途による申請です。

申請地では、すでに倉庫が設置されている状態です。

また、現在、譲受人が居住している宅地について、この度申請人が、土地の境を調査した際、宅地の一部が申請地にかかっていることが判明しました。

そのため今回、この倉庫と宅地の無断転用状態を是正するために申請を行っております。

なお、当該農地は、令和3年10月から、倉庫及び宅地の一部として利用しているため、転用者と、所有者の連名で始末書が提出されております。

なお、新たに農地を造成しないので、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

雨水は自然浸透いたします。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

なお、担当地域の最適化推進委員さんのご意見は、特に問題ないとのことをお願いしております。以上ですよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

用途は資材置場兼通路による申請です。

事務所並びに船舶用鉄骨材の資材置き場として活用しております。

申請地では、プレハブの事務所2棟と資材置き場5ヶ所設置しております。

当該農地は、平成25年ごろから、転用許可を受けずに使用していたため始末書が添付されております。

なお、譲受人は、本年2月の第2回農業委員会総会の議案でも、隣接地の転用の案件があり、同

様に追認となっております。

今回、譲受人が無断転用がないか再確認し、本案件が発覚し、譲渡人の土地の取得が完了したため、申請となります。

今後、新たに工事を実施する予定はありませんので、土砂の流出崩壊の恐れはありません。

また、雨水は自然浸透及び排水側溝に流れます。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

担当地域の推進委員さんからのご意見は、問題ないと思われます、との回答をいただいております。以上よろしく願いいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する2件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第11号、農地法第3条の11件につきましては許可したいと思います。

議案第12号、農地法第4条の2件につきましても許可したいと思います。

議案第13号、農地法第5条の2件につきましても、許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①非農地証明願いについてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番の説明をいたします。

申請地の調査は4月17日に担当区の一瀬推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字大坂本の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和年月日不詳から神社の境内地として利用し、約50年以上経過しております。

以前は本申請地に本殿がありましたが、水害等により移転しております。

墓石等は申請地に残されている状況です。

今後宗教法人として土地の管理をするための申請です。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、農地以外の土地となっていることは明白であり、非農地化後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局から説明は以上です。

(会長)

続きまして一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

現状、ご覧のとおりでして問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する1件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、農用地利用集積等促進計画案の訂正があります。

10ページをご覧ください。

10ページ、ナンバー5、6、7、8の土地所有者が令和8年4月に亡くなられたため、農用地貸付調書から4筆、5213平米の取り消しを行っております。

それでは、お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和8年7月1日開始分の45件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、新規で登記地目田4筆、6,305平米。

更新で登記地目田1筆、1,493平米。登記地目畑2筆1,467平米。

契約更新で登記地目田17筆、2万3,778平米。

契約期間6年のもの、契約更新で登記地目田9筆、1万3,053平米。

契約期間10年のもの、更新で登記地目田4筆、3,187平米。

契約期間20年のもの、更新で登記地目田8筆、5,959平米。

以上合計45室、面積が5万5,242平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

（吉岡委員）

冒頭の説明でですね、10 ページの土地所有者亡くなられて取り消しというのは、貸付の契約は終わったということでしょうか。

（農政課）

申請自体を取り消しました。

（吉岡委員）

なんか、所有者にしろ耕作者にしろ、いわゆる名義人が亡くなった場合は、相続の手続きまで一応入っていただいて、契約は継続するような、そのような処理をされるんじゃないかったですかね。

（農政課）

えっとですね、まだ、今回については、相続人とか、契約者が決まってないんで、今回は取り消して、その後相続人が決まり、契約者が機構通じた契約を行いたいということであれば、また再度申請を出すようになります。

（吉岡委員）

わかりました。

（会長）

はい。矢野委員。

（矢野委員）

すいません。

単純ですけど、田は今年作らんちゅうことか。

作られんわな、契約がないから、どういう事。田んぼ作るんだけど、そこわからん。

（農政課）

えっとですね、田んぼの現場については、耕作者と土地所有者のお話になって、機構を通じることができなくても、現場の方は作ることは可能かと思います。

（会長）

よろしいですか。他にございませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。
これにてすべての日程が終了いたしました。
それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして、令和8年第5回佐伯市農業委員会を終了いたします。
お疲れ様でした。

(15 時 00 分閉会)